

# 免除規定 理学療法士

## 初期研修

- ・日本理学療法士協会の e-ラーニング(地域ケア会議推進リーダー・介護予防推進リーダーの両方)を受講した者
- ・推進リーダー推薦書の発行を受けた者
  - ※2024 年に士会指定事業の参加があり、士会からの推薦基準に該当する者は申請することにより「推進リーダー推薦書」が発行されます。具体的な基準など詳しくは、茨城県理学療法士会会員向け案内を参照してください。
- ・介護支援専門員の資格を有する者。

## 導入研修(介護予防推進リーダー)

- ・日本理学療法士協会の『地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度』における「介護予防推進リーダー」を受講した方。

## 導入研修(地域包括ケア推進リーダー)

- ・日本理学療法士協会の『地域包括ケアシステムに関する推進リーダー制度』における「地域ケア会議推進リーダー」を受講した方。

## 指定研修(認知症)

※受講の証明となる書類(受講証明書等)を提出ください

下記のいずれかに該当する者

- ・認知症サポーター養成講座を受講している者
- ・認知症キャラバンメイトを取得している者